

計算書類に対する注記（就労支援センターWORKハウス拠点区分用）

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・満期保有目的の債券等－償却原価法（定額法）
- ・上記以外の有価証券で時価のあるもの－決算日の市場価格に基づく時価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ・棚卸資産の評価方法は、最終仕入原価法によっている。

(3) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物、建物附属設備、構築物、車両運搬具並び器具及び備品

平成19年3月31日以前に取得をしたものについては旧定額法、平成19年4月1日以降に取得したものについては定額法によっている。

- ・リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

(4) 引当金の計上基準

- ・賞与引当金

職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している。

(5) 消費税等の会計処理

消費税の会計処理は、税込方式によっている。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

常勤職員について、独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入している。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

法人注記に記載

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は、以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	30,744,100	0	0	30,744,100
建物				
建物	106,892,305	0	6,794,451	100,097,854
建物附属設備	140,223	0	22,110	118,113
合 計	137,776,628	0	6,816,561	130,960,067

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

担保に供されている資産は、以下のとおりである。

- ・WORK拠点 基本財産

建物	所在	茅部郡森町新川町 280番地2・280番地4	であいの森
建物	所在	茅部郡森町新川町 280番地1	ゆくり
建物	所在	茅部郡森町新川町 278番地2	あゆむ
建物	所在	茅部郡森町上台町 177番地	桜木
建物	所在	茅部郡森町上台町 178番地・181番地	木の葉
土地	所在	茅部郡森町新川町 280番2,4	であいの森の土地
土地	所在	茅部郡森町新川町 280番1	ゆくりの土地
土地	所在	茅部郡森町新川町 278番2	あゆむの土地
土地	所在	茅部郡森町上台町 177番,178番,181番	桜木、木の葉の土地

・債務の種類及び金額

WORK拠点 独立行政法人福祉医療機構 施設整備資金借入金
計 9,280,000 円

WORK拠点 北洋銀行 函館中央支店 施設整備資金借入金
計 45,537,000 円

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
基本財産			
建物 建物	143,433,976	43,336,122	100,097,854
建物 建物附属設備	330,000	211,887	118,113
小 計	143,763,976	43,548,009	100,215,967
その他の固定資産			
建物 建物	0	0	0
建物 建物附属設備	703,200	380,900	322,300
車輛運搬具	18,975,003	16,392,749	2,582,254
器具及び備品	2,039,576	1,157,772	881,804
有形リース資産	542,340	216,936	325,404
小 計	22,260,119	18,148,357	4,111,762
合 計	166,024,095	61,696,366	104,327,729

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金の 当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	26,965,354	0	26,809,146
短期貸付金	0	0	0
合 計	26,965,354	0	26,809,146

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 関連当事者との取引の内容

該当なし

12. 重要な偶発債務

該当なし

13. 重要な後発事象

該当なし

14. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし